

日本思想史上の国・国家意識——中世から近代まで——

上野 太祐 星 優也
中嶋 英介 二ノ宮 幹太
田中 友香理

趣旨説明

(上野太祐)

近年、国境を越えたやり取りがいつそう活発になり、グローバル化が進展したかに見える一方、国・国家やそれをめぐる表象は、いまなお人々の対立の根深い原因でもある。そこで改めて問われてくることは、われわれは、国や国家、あるいはそれをめぐる表象といかに向き合えば良いのかということであろう。

学界において、こうした問題は「国民国家」論、想像の共同体、ナショナリズム批判など様々な視角から議論が積み重ねられてきた。国・国家の表象や「伝統」の構築性が

明るみに出され、国家という枠組みにとらわれない地域・地方といった観点からの研究も盛んになされてきた。しかし、国・国家およびそれをめぐる表象は、依然十分な説得力をもった「思想」であり続けている。では、「日本」の思想史を研究するわれわれは、国・国家およびその表象といかに切り結ぶことができるのか。日本思想史研究の特色を活かし、一般に「国民国家」形成期とされる近代の視点のみならず、前近代の視点をも取り入れた総合的な文脈から見えてくる、国・国家およびその表象のもつ思想史的課題を改めて浮き彫りにしたい。

中世の国土観と境界認識——安日追放譚をめぐって

(星 優也)

本稿は、シンポジウムのテーマに対し、中世研究の側からアプローチを試みるものである。日本の中世国家研究は、東国国家論と権門体制論を始め、膨大な議論がある。

その過程で中世王権に関する研究が歴史学、文学、思想史学、仏教史学を中心に展開され、国土観についても研究が深められている。例えば、行基図や独鈷杵の姿をした日本図、金沢文庫所蔵の日本図のように伊勢暦へ展開した龍が取り囲む日本図像もその一つである。^①これらの研究が進められた背景には、一九七〇年代の日本史学における顕密体制論や中世文学研究から中世日本紀論^②によって日本宗教思想史が転換し、これまで注目されなかった文献群が研究対象になったことも大きい。

一方、境界や周縁に注目した国土観研究を忘れてはならない。平泉藤原氏の実像についても掘り下げられ、鎌倉期以降は、蝦夷を管轄した安藤氏や奄美群島を所領とした千竈氏など、境界権力の具体像が明らかにされつつある。^③琉球は勿論、奄美や八重山など琉球の王権に統合された地域と日本意識の関係も課題が多い。本稿は、如上の研究史と問題意識に基づき、国土観と境界から日本思想史を問う課

題をめぐり、問題提起を行う。なかでも北方への意識について、真名本系『曾我物語』の安日追放譚に注目する。

安日追放譚

『曾我物語』は、曾我十郎祐成と同五郎時致の兄弟による仇討ち事件の顛末が記された軍記である。曾我事件は、『吾妻鏡』にも記載され、『曾我物語』の成立と関連して注目されているが、妙本寺本など真名本系の『曾我物語』冒頭は、神話から説き起こされる。紙幅の都合上概要のみになるが、『古事記』『日本書紀』に登場しない天神七代・地神五代の神々が記され、鵜羽葺不合尊の後七千年間、安日という名の鬼王が現れて葦原中国を支配した。神武天皇と代を争った結果、三振りの霊剣が天から下り、安日を鎮めた。神武天皇は、「安日部類」を外ヶ浜に追放し、これがいまの「醜蛮」であるという。

安日追放譚は、後に『職原抄』や『野馬台詩』の注釈書に見え、戦国期東国の『日本百姓縁起系図』で第六天魔王神話と合一し、やがて津軽安藤氏末裔氏族の始祖神話として取り込まれる。ここで見逃せないのが、安日部類を外ヶ浜に追放し、いまの「醜蛮」とすることだ。醜蛮は「えぞ」と読ませており、エゾ(蝦夷)を指している。

安日は、『古事記』『日本書紀』における登美毘古(「記」)、

長髓彦（「紀」）に該当する。安日追放譚は、神武東征譚の中世の変容であることは間違いないく、神武天皇に抵抗した大和の豪族をエゾの祖に位置づけ、神武天皇の東征を鬼王の退治譚、最初の蝦夷討伐として描く。安日の部類眷属が外ヶ浜に流されたことにより、エゾ（蝦夷・醜蛮）が始まったとする中世エゾ神話である。

物語は続く。即位した神武天皇は、文武を以て国を統治させ、皇孫である源平両氏に武の統治を任せる。最初に桓武平氏の系譜が語られ、平貞盛から清盛に至るまで「日本国大將軍」だったが宗盛の代で滅び、清盛弟の頼盛系（池氏）のみが残っている状況にあるとする。続けて清和源氏の系譜が語られ、清和天皇は、「天照大神より以来三十七世の正統、神武天皇よりは五十代の帝」とあり、子孫である源氏の正統性が強調される。やがて源頼朝が「日本国大將軍」となり、「靡かぬ草木はなかりけり」と寿がれる。

『曾我物語』の源氏とは、現在朝廷における武を司る唯一の「日本国大將軍」であり、天照大神の正統に位置する存在である。遡ればエゾ（醜蛮）祖の鬼王安日を追討した神武天皇の直系ということになる。この源氏將軍による日本統治物語は、卷三にも見える。卷三では、伊豆の流人だった頼朝が足柄山に立ち、左足は外ヶ浜を、右足は鬼界島を踏み、日月を袂に入れるという夢を見る。それを懷島権

守景義（大庭景能）が左足で外が浜を踏むことは、「秀衡が館」を含む東国支配であり、右足で鬼界島を踏むことは、平氏を亡ぼし西国を統治することの表れとし、日月を懷に入れるとは、天皇と上皇を「御後見」として守る「日本秋津島大將軍」になるという夢解きを行う。『曾我物語』では、景義が解釈した通りに歴史が展開していく。

外ヶ浜と鬼界島は、中世国家の境界（四至）とされる。実際に頼朝は、文治年間の弟義経追討に乗じ、鬼界島遠征を天野遠景に実行させ、さらに義経秘匿を口実に自ら平泉に進軍し、藤原泰衡ら平泉藤原氏を亡ぼしている^⑤。境界認識とともに実際の出来事が卷三の物語として形になったのであろう。この点は、『吾妻鏡』と共通している。

しかし、見逃せないことは、その根源―始原の物語として安日追放譚が位置づけられたことである。これは『吾妻鏡』等に見ることができず、明確に「日本国」の外部にエゾを設定する認識に立脚している。武を以て朝家を輔弼する「唯一の官軍」^⑦の根底に「征夷」の觀念が見え隠れしている。

夷島・東夷成敗・征夷大將軍

ここで外ヶ浜の外部に設定されたエゾ（蝦夷）の問題に触れたい。古代以来、現在の北海道島は「渡島」として知

られ、奥羽の蝦夷とも区別された「狄」が登場する。これらは、擦文土器文化の人々と見られており、平安後期の和歌に「蝦夷が千嶋」の表現が現れ、「俘囚」を「えぞ」と読む表現（『保元物語』）が出るが、日本の境界は奥羽であった。

陸奥は流刑地の一つである。『台記』康治元（一二四二）年八月三日条に南都衆徒の奥州流刑が行われ、平治の乱（一二五九年）後、元陸奥守の藤原基成が、安元三年（一二七七）の鹿ヶ谷事件後、関わった北面武士の中原基兼が流されているように、平安末期の陸奥は流刑地の最北だった。

『三外往生伝』に藤原清衡が「獄長」と書かれ、基成が藤原秀衡に迎えられて平泉に逗留し、基兼も秀衡の許にいたことなどから、平泉藤原氏は、陸奥流人の監督者に位置づけられていた一面がある。

この陸奥遠流は、平泉滅亡後は鎌倉幕府が継承するが、頼朝は、新たに夷島を流刑地に設定した。『都玉記』建久二（一一九二）年一月二二日条には、「京中強盜等」が夷島に送るべく引き渡されている。これが夷島流刑の初出になる。以降、『吾妻鏡』によれば、建仁二（一二〇二）年三月八日条、建保四（一二二六）年六月一日日条、建長三（一二五二）年九月二〇日条に見える。建仁二年は、東寺に侵入し仏舍利を始め宝物を盗んだ「凶徒」以下、強盗や海賊の

類五十余人が、健保四年も「讃岐国海賊張本以下」が夷島に送られた。かくして夷島は、外ヶ浜という境界外部の流刑地として位置づけられた。

鎌倉末期成立の法令集『沙汰未練書』には、武家の沙汰の一つとして「東夷成敗事」が見え、「東夷」とは「蝦子」と明記する。北方史研究では、これを中世国家の東夷成敗権とし、鎌倉幕府が平泉政権から継承したものとする⁸。しかし、平泉藤原氏が夷島を流刑地とした形跡はなく、北海道厚真町宇隆1遺跡からは、経塚とされる平泉出土と同じ常滑焼の壺が発見され、『吾妻鏡』には、泰衡が糠部經由で夷島を目指したとあるように、鎌倉幕府における夷島の扱いとは異質である。夷島が流刑地になって以降、文永四年に蝦夷蜂起が起き、代官とされる安藤五郎が殺害される。また、鎌倉末期には、安藤季長と季久の相続争いに端を発した安藤氏の乱がエゾをも巻き込み発生した。時期的に「東夷成敗」は、この頃追加されたものである。

安藤氏は、出自不明だが本姓は安倍であり、『諏訪大明神縁起絵詞』には、「安倍悪事高丸」の末裔とする。やがて前九年合戦の奥六郡安倍氏の子孫と言われる。安倍姓を称する安藤氏は、北条氏被官として「ゑその沙汰」（蝦夷管領）を司る存在だったが、乱に際して蝦夷と位置づけられ、蝦夷降伏の祈禱が鶴岡八幡宮で行われた。安藤氏追討軍は、

鎌倉幕府にとって文治奥州合戦、大河兼任の乱に続く三度目の奥州派兵であり、最初の蝦夷追討として位置づけられる。

安日追放譚は、こうした鎌倉幕府が直面した北方問題と関連し、生成されたものではなからうか。安日という名や「安日部類」という「安倍」を彷彿させる記述は、安倍姓を称する「蝦夷」安藤氏の存在が窺え、『吾妻鏡』において文治奥州合戦を前九年合戦の再現として殊に強調して記述した、鎌倉幕府の起源認識とも関連が考えられる。『曾我物語』の安日追放譚は、神武東征譚の中世の変奏であるとともに、東夷成敗を自覚した鎌倉幕府の現状が色濃く投影された歴史の語りといえよう。ここで征夷大將軍について考えよう。

周知の通り、源頼朝から幕末の徳川慶喜まで、征夷大將軍が武家の棟梁を示す職として展開した。古代における坂上田村麻呂のように、征夷大將軍は、征夷戦争の全権を握る存在だが、武家の棟梁がなぜ代々「征夷」の大將軍である必要があったのか。『吾妻鏡』によれば、頼朝は征夷大將軍を渴望しており、後白河法皇の崩御でようやく補任されたとするが、『三槐荒涼拔書要』の発見により、頼朝が望んだものは大將軍号であり、征夷大將軍は、消去法的に選ばれたことが判明した¹⁰。頼朝と頼家は、征夷大將軍に強

いこだわが見えない。

しかし、事実上頼家から篡奪する形で鎌倉殿となった実朝や摂家將軍の九条頼経からは、頼朝の再現であるように征夷大將軍任官が重視される。宗尊親王から皇族將軍となるが、元との異国合戦（蒙古襲来）に際し、將軍惟康王が源姓を賜ると、源氏Ⅱ征夷大將軍（源氏將軍）が注目される¹¹。北条貞時の頃に完成されたとする『吾妻鏡』は、詳細に文治奥州合戦を記述し、また、貞時と將軍惟康は、中尊寺金色堂の覆堂を修繕し金色堂を完全に遮る。夷島流刑や文永の蝦夷蜂起を経験した鎌倉幕府が東夷成敗を自覚するが、安藤氏の乱を鎮めきれず征夷は失敗した。

後に足利尊氏が奥州合戦の絵巻「泰衡征伐絵」を土佐派に書かせたという記録¹⁴から、『吾妻鏡』の征夷譚というべき奥州合戦が重視される。また、源氏を称した徳川家康も薩摩島津氏の琉球入りを認可しているなど、夷なる外部に對する大將軍が日本の武を司ってきたことは見逃せない。中近世の國家をめぐる問題として、征夷大將軍を思想史から考える必要もあるのではなからうか。これは、東アジアにおいて武人政權が日本に重きをなした特徴から、近代以降の大元帥としての天皇や皇族將軍が登場する点についても、広い視点から考えることができよう。さらに征夷と日本・国土・國家の意識を考える際、夷なるものとして外部

に設定された存在との交渉や固有の歴史をいかに考えるのか。北方や南方における夷なるものから、国土・国家意識を逆照射するという視点も開かれるはずだ。

以上、本稿は、安日追放譚の背景をもとに、中世における国土の境界・外部から日本思想上における国土・国家意識について、いくつか問題提起を行った。

注

- (1) 黒田日出男『龍の棲む日本』（岩波新書、二〇〇三年）。
- (2) 黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」（『中世日本の国家と宗教』岩波書店、一九七五年）。
- (3) 伊藤正義「中世日本紀の輪郭」（『文学史と思想史の間』和泉書院、二〇二二年。初出は一九七二年）。
- (4) 村井章介『日本中世境界史論』（岩波書店、二〇一三年）。
- (5) 安日伝承について、入間田宣夫「中世北奥の自己認識」（『中世武士団の自己認識』三弥井書店、一九九八年）参照。
- (6) 入間田宣夫『鎌倉幕府と奥羽両国』（大石直正・小林清治編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八年）は、鬼界島「征伐」の延長に奥州合戦を位置づける。
- (7) 元木泰雄『源頼朝』（中公新書、二〇一九年）。
- (8) 遠藤巖「中世国家の東夷成敗権について」（『松前と松前藩』第九号、一九七六年）。
- (9) 川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ』（講談社、一九九六年）。
- (10) 桜井陽子「頼朝の征夷大將軍任官をめぐる」（『平家物語』

本文考』汲古書院、二〇一三年。初出は二〇〇四年）。

(11) 野口実「武門源氏の血脈」（中央公論新社、二〇一二年）。

(12) 五味文彦『吾妻鏡の方法』（吉川弘文館、一九九〇年）。

(13) 入間田宣夫「中尊寺金色堂の視線」（前掲注⑤）所収。

(14) 高岸輝『室町王権と絵画』（京都大学学術出版会、二〇〇四年）。

近世兵学者の「武国」論

（中嶋英介）

はじめに

近世「武国」思想を取り巻く研究は、これまで対外意識をもとに検討が進められてきた。前田勉氏は近世日本における「武国」意識の展開を近世政権の確立期の一七世紀半ば、泰平の実感を通して自国・自民族中心主義が確固たる概念となった一八世紀前半、万世一系の皇統の優越性と神明擁護の特権性を内容とし「武国」意識も高揚するが、限界も自覚した一八世紀後半以降と分け、各時期の「武国」観念を考察する^①。近年佐伯真一氏は武器（弓矢）の大小で己の強さを鼓舞する手段の「武」が元寇・朝鮮出兵等を経て顕在化し、近世前期以降日本型華夷観念と徐々につながる展開を、近現代に至るまで検討した^②。両者の研究は「武国」論が「日本型華夷意識」に至るまでの経緯を知る上で

指針を与える。

一方「武国」を検討する際、注意せねばならないのが「武」の捉え方である。前田・佐伯氏の取り上げた思想家らが「武」を強調したのは事実だが、皆「武」の先鋭に終始したわけではない。というのも、文武両道を是とする思想文脈や育成論からみれば、「武」に偏る「武国」論は少なく、「文」を踏まえた「武」の強調が一般的であったからである。また、「武」は「武治」や「武事」等、政治的な含みを持たせることもあれば、武力行使を指す等容易に定義できない事情がある。本発表ではこの課題に取り組みべく、文武両道からの「武」、儒者による「武国」批判再考、山鹿流兵学者が掲げた「武」を提示し、「武国」論の諸相と「武」がいかなる文脈で取り上げられたのか、を検討する。

一 文武の別

井澤長秀『神道天瓊予記』（享保五・一七〇二年版）には、日本を「細戈千足国」（精巧な武器が満ち足りた国）に見立てて「武国」と位置づけ、「殊更武をもつばらにすべきをしるべし」と「武」を軸とした育成を提唱する。しかし別著『武士訓』（正徳五・一七一五年版）にて「武国」はなりを潜め、その関心は「文武」に移る。長秀は「文はまなぶにた

らず」という説を「武の本意を知らざるなり」と一蹴し、忠孝の道を学んだ上で武術の修練に向かうよう主張する。

『神道天瓊予記』『武士訓』両書に生じる差は何か。『神道天瓊予記』は「瓊矛の教」を子弟に伝えるために著した一方、『武士訓』は初学者の「武士」に示した教訓書であるために「瓊矛」の教えに特化しない。そのため四書や『小学』等の講読をもすすめる等（『武士訓』一）、「武」の強調よりも「文」にもとづく教育論を敷き、「文」を排さなかった。

「武」を標榜しつつも「文」を優先する姿勢は長秀が例外ではない。長沼澹斎（一六三五～九〇）による兵学書『兵要録』（嘉永七・一八五四年版、原本は寛文期成立か）上の森庸軒（一八一四～六八）の序文によれば「文」に通じることで『孫子』『呉子』等の兵書を理解できるとしたほか、同書収載の澹斎伝にも仁義を主とした兵法学習を提唱する。

「武国」の標榜が即「武」への一辺倒を意味しない点は、山鹿素行（一六二二～八五）も同様である。素行は日本を「武国」とし、「武」を乱の端とする説に対しては本来の役割を知らぬ者と一蹴する（『山鹿語類』卷二二）。また『中朝事実』（寛文九・一六六九年自序）武徳章では長秀同様日本を「細戈千足国」になぞらえ、武徳を尊ぶ「中国」（日本）の雄武を強調する。一方「武」の全てが「文」に先立つので

はなく、『謫居童問』（寛文八・一六六八年跋）では「武を用ふるには文を含み、文を用ふるには武をふくむ」^⑤ほか、『中朝事実』礼義章にても時勢による文武の優劣を説く。『武士訓』『兵要録』が「文」を強調し、『謫居童問』が文武を唱えるのはなぜだろうか。その背景の一つは「武」の学びが困難な事情による。次節ではこの点を踏まえ、先行研究で取り上げられた「武国」批判の再検討を試みる。

二 兵法のまなびと「武国」批判

澹斎は兵書の多くが実践の兵術ではなく「兵者詭道也」（『孫子』始計）を優先して説くために、後世の武将が「詭」のみ追い正術を失う事態を危惧する（『兵要録』巻二、兵談下）。こうした「詭道」を教える難しさは貝原益軒の『文武訓』（享保元・一七二六年序、文化二二・一八二五年版）にみえる。同書によれば益軒は「日本の兵術を学んで、文学なき人は道理にうとし」とし、兵術のみ学ぶ「文学なき人」の教えを以下のように取り上げる。

日本ハ武国なれば、もちの正直にして手ぬるき風俗にてハ、功を成しかたくして、日本の風俗にあはす、（中略）人の取たる首をもうハひてわか勇とするか日本の武道也なといひて、秘密して人にをしゆ^⑥

「文学なき人」は武道を教える際、唐土の「手ぬるき風

俗」では物足りず、他人の功名を剝奪する行為を「日本の武道」としてしまふ、と。益軒の嘆きは一見すると「武国」日本への批判にはみえるかもしれない。しかしこの主張は「文学なき人」が日本を「武国」と強調するあまり、兵術上の謀略を初学者が日常に用いてしまふ実情への批判にすぎない。あくまでも「文学なき人」による教えの懷疑にすぎず、「武」の暴走を排撃する点については『兵要録』と一致する。こうした「文」を用いない「武」への批判は、崎門派の儒者蟹養斎（一七〇五～七八）の『武家須知』（元文元・一七三六年）にもみられる。

養斎は日本を「武国」、唐土を「文国」と規定せず、両国とも乱の平定には「武」を、世の統治には「文」を主とする時代に即した統括を提唱し、「武」一辺倒な支配を批判する。「武気」の国ならば猶更「文武」を揃えねばならないからこそ、「さかんなる武気」の一人歩きを警戒していたのである。では件の主張は「武国」批判なのだろうか。養斎の主張は「文武」一方の偏りに対する警鐘であり、「文武」を情勢によって用いるとした点では素行の「武国」論に近い。養斎・素行両者の違いは「武国」支持云々ではなく「さかんなる武気」の解釈である。素行は「武」を積極的に説く一方、養斎はこの「武気」を警戒していた。「さかんなる武気」の全容を知る手段はないが、「武」に結

びつく風俗の考察は可能である。その一端を山鹿流兵学の系譜からみてみよう。

三 山鹿流兵学上の「武国」展開

これまで我々は素行の「武国」論が「武」一辺倒ではないこと、「武国」批判を唱えたとされる蟹養斎までもが、素行のそれと同じくする点を見た。今節では養斎が嘆いた「武気」の内実について、山鹿流の兵学者による著作から検討する。素行の外孫、津軽政方（二六八二―一七二九）の『武治提要』（一八世紀前半成立）によれば「武」は「本朝治道の太源」とし、「文を左にし、武を右にするがごとき武にあらず」と、文武両道を超えた概念であるとする。同じく『兵法大意問答』（成立年代不明、弘前市立弘前図書館蔵）によれば、日本は「国がらにても時勢にても風俗にても武を以て本とする、子細如此なるが故に武国とは申候」（一三丁表）と、時勢・風俗ともに「武」を軸におき、「文」は「たすけもの」にすぎないという。政方が掲げた「武」の先鋭化は、文武の別を説く素行の「武」と比べ異質であることは明らかである。ただし政方と素行の「武」は極端に離れていたのではない。政方は「武国」を説く際、国生み神話を拠る所に素行・長秀同様、日本を「細矛足国」になぞらえ「自然の武威」によって成り立つ日本独自の武徳

を提示する（『兵法大意問答』一一丁）。かかる「武威」の一例が帯刀の習慣である。

素行は民の短刀所持を天照大神以来の「是本朝の風俗也」と評価し、武徳を実践するためであれば、帯刀が可能とした。また、素行の弟子で政方の義父にあたる大道寺友山（一六三九―一七三〇）の『武道初心集』（三項）にも「町人」「百姓」「職人」による帯刀が「日本武国の民の風俗にして万代不易の神道なり」とし、「武国」日本の風俗と主張する。政方も帯刀は勇武の表れであり、無礼を戒めるための「自然のならばし」としている（『兵法五問自答』一二丁裏）。『山鹿語類』『武道初心集』『兵法五問自答』ともに帯刀を「武国」日本の風俗として神話的根拠を提示した点は一致するが、蟹養斎による「武」への懷疑は、かかる「武」の俗化にあるのではないか。

その一方「武気」や文武を超えた「武」のみが山鹿流兵学内の共通認識であつたわけではない。素行の猶子山鹿高恒（？―一七一三）の『武事提要』（宝永六・一七〇九年成、文政四・一八二二年写）には「聖学は日用にして弓矢の法にあらず、兵学は弓矢の教にして日用の論にあらず」として、聖学と兵学の教示内容が異なることを認識している。高恒の文武認識は日用に「武」の教訓を取り入れる政方の姿勢と異なり、むしろ素行に近い。こうしてみると素行の次世

代にあたる一八世紀にて政方や高恒等、山鹿流兵学の中で異なる「武」が展開されていた事実がわかる。

山鹿流兵学上の「武国」は、その後武道家窪田清音（一七九一～一八六六）が『武教全書聞書』（年代不明、山形大学附属図書館蔵）にて取り上げ、素行同様「文」の寛仁・「武」の急義を状況によって用いる「武国」論を説いた。かかる統治論は素行・高恒の文武両道に近く、政方の「武」は異質であったのかもしれない。「文」を超えて「武」の先鋭化に走る政方の「武国」論の位置づけについては詳密な検討を要するが、それだけ「武国」論の内実が多様であったことを意味するのではないか。

おわりに

以上、本報告では「武国」概念からみた文武両道や「武」の分析を行った。その結果、「武」が一辺倒な意味を持たなかったのは本論で示したとおりである。貝原益軒・蟹養斎の「武国」批判は「武」の偏重に対する警戒であり、『兵要録』『武士訓』『山鹿語類』等にみられる「文」に根ざした「武」に意外にも近い。益軒・養斎が批判する矛先は政方だろう。「文武」を超えた「武」や「自然の武威」、それらを囲む「武国」、さらに「たすけもの」に過ぎない「文」という評価を彼らは批判したのである。

一方で政方と同世代にあたる山鹿高恒、さらに窪田清音が素行の「武国」論を踏襲した事実は「武国」日本自体が決して一枚岩ではなかったことを我々に伝える。本報告を通して兵学書・武士教訓書上における「武」と、江戸期の儒者が提示した「武国」批判、さらに山鹿流兵学の「武」の諸相が明らかになった。他の兵学諸流派による「武国」論の再検討やその定義を含めた対外意識との関わり等、残された課題はあるが、その展開は重層的な意味を持つ概念として今なお考察しえるのである。

注

- (1) 「近世日本の「武国」観念」（玉縣博之編『日本思想史その普遍と特殊』ペリかん社、一九九七年）。また「武国」日本のなかでの朱子学の役割（『日本思想史学』三三三号、二〇〇一年）、「兵学と朱子学・蘭学・国学」（平凡社選書、二〇〇六年）等参照。
- (2) 『武国』日本——自国意識とその異（平凡社新書、二〇一八年）。
- (3) 『神道天瓊予記』四丁表（平安城書林柳枝軒茨城多左衛門蔵版）。
- (4) 『武士訓』五丁裏（京兆書堂柳枝軒茨城多左衛門蔵版）。
- (5) 『山鹿素行全集 思想篇』一二巻（岩波書店、一九四〇年）二六一頁。
- (6) 『武訓』上巻五、一六丁裏（平安瑞錦堂蔵版）。

(7) 井上哲次郎・有馬祐政共編『武士道叢書』上巻(博文館、一九〇六年)三九四頁。

(8) 『武道初心集』上(『書物・出版と社会変容』二六号、二〇二一年)一〇八頁。なお武国観念に関する文言は後年松代で出版された版本にて削除されている。

(9) 『武士道叢書』下巻(博文館、一九〇八年)二八頁。

付記 本発表はJSPSP科研費18K19856・22H00009の助成を受けたものである。

国家神道と宮中祭祀

(二ノ宮幹太)

——戦中期宮内省における神社制度調査と星野輝興

はじめに

国家神道と宮中祭祀の關係に注目する場合、昭和十七年(一九四二)に発生した北白川宮永久王奉斎問題は、国家意識について検討する上で一つの論点を提供するものであると筆者は考える。昭和十年代には天皇機関説事件が発生し、同事件に端を発して国体明徴運動が展開した。^①このような時期に国家神道は絶頂期を迎えたとされている。本報告では、日本近代史上の問題として国家神道と宮中祭祀を取り上げ、それらに関する議論を具体的に検証することにより、日本思想史上の国家意識の一端について考える。

なお、ここで示した見解は、すべて筆者個人としての見解であり、筆者の所属する組織としての見解を示すものではない。

また、敬称・敬語は用いていない。題目に宮中祭祀という用語を掲げているが、これは皇室祭祀令下の宮中祭祀を指しており、現在の「宮中祭祀」を示すものではないことを最初に断っておく。^③

本報告では、宮内省掌典職に奉職した星野輝興(明治四十一年入省)という人物に着目する。昭和十五年(一九四〇)に星野が祭事課長に就任してから、昭和十七年の別天神論争を経て退官するまでを主な分析範囲とする。「故北白川宮永久王殿下奉斎二関スル考察」(宮内庁宮内公文書館所蔵)という資料を取り上げ、星野や宮内官の祭祀論・神社制度論を検討する。これにより、近代日本の国家意識の中核部分を構成する要素の一つである国家神道に対して、戦中期の宮内官がどのように思考していたのかを考察する。

方法と史料

このような課題を解決するために、皇室一切に関する事務を所管する宮内省という機構に着目し、省内(内部部局のみならず、省内に設置された委員会等にも着目する必要があるだろう)の意思決定過程を跡付ける。そのための方法が公文書を対象とする「近代史料学」^⑥である。官僚組織における意思決定の痕跡は公文書上に残されているはずである。

そこで、以下宮内省において作成・取得された公文書

〔宮内公文書館所蔵資料〕を分析対象とする。神社制度に関する研究は、宗教学・神道学を中心に蓄積されてきたが、宮内公文書館所蔵資料のなかにも神社制度に関連するものが残されている。昭和戦中期の神社制度調査については、現在使用できる史料を提示したうえで、改めて検証する必要があるのではないだろうか。

宮内省における星野輝興の位置

星野輝興は、明治後期から昭和戦中期にかけて掌典を務めた人物である。皇典講究所にて神職講習会を修了し、宮内省に入省。大喪・大札に関する事務にも携わった。昭和十五年（一九四〇）に式部職から掌典職が独立すると、掌典職祭事課長に就任した。宮内省外では神社制度調査会の幹事なども務めた。また、業務外の活動としては、昭和十年（一九三五）に「祭祀学会」を設立し、祭祀に関する研究を行った。

星野は宮内省参事官から祭祀に関する意見聴取を受けることがあった。宮内省参事官は「大臣ノ命ヲ承ケ庶般ノ調査及法規ノ審議立案」〔宮内省官制第十六条〕を所掌し、参事官室で解決できない課題については他部局に調査を依頼していた。ここで事例として紹介する北白川宮永久王奉斎に関する議論もその一つである。永久王は、陸軍大尉として

日中戦争に従軍し、昭和十五年九月四日、蒙疆張家口で戦死（演習中に事故死）した。

戦死した北白川宮永久王を靖国神社に奉斎することについて、昭和十七年（一九四二）に陸軍省から宮内省に対して意向確認が行われた。これを受けて宮内省では、三月二十六日、六月九日に参事官会議を開催した。そして、靖国神社は臣下の殉国者を奉斎する神社であるため、永久王を靖国神社に奉斎することは避けるべきであるとの結論に達し、宮内大臣の承認を得てその旨を陸軍省に回答した。

星野輝興の祭祀論

ところが、陸軍省は宮内省の回答に満足せず、六月十五日に陸軍省・海軍省・神祇院による協議会が開催され、永久王の奉斎について改めて審議が行われた。陸軍省の希望により、宮内省からも協議会に陪聴者を派遣した。このとき陪聴者として誰が派遣されたのかは不明であるが、協議会での審議内容については角倉志朗書記官（宮内省総務局）が記録を作成している。協議会では陸軍省が試案を提示し、関係各省に研究を要請した。

陸軍省試案は、①永久王奉斎のため官幣中社靖国宮を創建し、現別格官幣社靖国神社と合わせて両社を「靖国神社」と総称する。②新神社（靖国宮）の社殿は、現在の靖

国神社の社殿を併用し、両社が不可分一体であることを明かにするといふものであった。なお、神座は別とするが、拝殿は共通とされた。また、例祭は両社共通に執行するが、永久王に敬意を表するため神饌・幣帛・祭文は別個に扱うと説明している。このようにして、皇族と臣下の区別が部分的につけられようとした。^⑧

陸軍省試案の問題点について、角倉書記官は次のように記している。①両社を総称する「靖国神社」を認めることは神社制度上、不可能ではないか。②実質的に皇族と臣下を一体として扱うことにはならないか。③皇族に対して特別な例祭（勅使参向）を認めるべきか。④神聖なる神事に關し、あまりに便宜主義的な方策ではないか。結論として陸軍省試案に対して疑義を呈している。^⑨そして、角倉書記官の記録には、星野輝興の意見書が付されていた。

この意見書において、星野は「明治天皇ノ靖国神社御創立ノ思召並明治天皇以来ノ靖国神社御尊崇ノ御趣旨ヲ以テ皇族ヲ御奉斎申上グルハ憚リタシ」と述べている。このような判断の根拠となった星野の祭祀論とはいかなるものであろうか。その手がかりは星野が主宰した「祭祀学会」（昭和十年七月発足）宣言文のなかに見出すことができる。

星野はそのなかで「皇祖並に、皇上のおほしめしは一切のものを照らし、一切のものを活かさしめ、以て地上の完

成を期し給ふにあらせらるる御事と恐察し奉る」と述べる。次いで「史官の手」によつて編纂された古事記、日本書紀よりも「大御心の御発露」である明治天皇御集を「第一の皇典」として重視した。^⑩靖国神社への皇族奉斎に対する意見は、このような天皇の思召、明治天皇御製を重視する方針に基づいていると理解できる。

星野輝興の辞職

昭和十七年（一九四二）八月四日、別天神論争を経て星野輝興は依願免本官となった。^⑪東條英機内閣下において天御中主神を重視する論文等が発禁処分を受けた。その際、思想統制のテキストとされたのが天照大御神を重視する星野の学説であり、葦津珍彦らは星野の学説を批判した。批判運動は拡大し、星野は退官を余儀なくされ、星野の著作は発禁処分を受けることとなった。

星野の退官後は岡本愛祐（宮内省参事官）を中心に神祇院との協議が進められた。陸軍次官から神祇院総裁宛に、永久王の奉斎について照会文書が送付された。これを受けて、神祇院副総裁から陸軍次官へ回答予定の文案について、八月二十一日に審議が行われた。神祇院側の出席者は石井政一（総務局長）、武若時一郎（庶務課長）、阪本廣太郎（考証課長）で、宮内省側の出席者は大益益次郎（総務局長）、岡本

参事官である。⁽¹³⁾

八月二十一日の記録は岡本参事官が作成し、神祇院にも共有された。ここまでの議論を踏まえて、九月六日に岡本参事官が神祇院側の見解とその反対論について整理した報告書を作成している。⁽¹⁴⁾この報告書はこれまでのものと異なり、神祇院の見解に対して一つ一つ論理的に検証しているのが特徴である。神祇院の見解への反対論を整理し、それに対して岡本がコメントを付している。

星野輝興の辞職以後

神祇院の見解への反対論の一点目は、別格官幣社は皇族を奉祀すべき社格ではない、臣下を奉祀すべき社格であるとの規定はないという主張は不都合である、というものである。岡本は、別格官幣社は臣下のみを祀り、皇族を合祀すべきではないという強い国民観念が出来ており、それは慣習法になりつつあるのではないかと指摘する。神祇院は国民観念を満足させるよう、現行神社制度上の正当性を説明する必要があると提言する。⁽¹⁵⁾

反対論の二点目は、靖国神社は別格官幣社中の例外ではないというものである。これに対して岡本は、別格官幣社中でも靖国神社が皇室御殊遇の神社であることは、争われない事実であり、神祇院の主張は一概に否定できないと指

摘する。ただし、別格官幣社のままで靖国神社に皇族の御神霊を奉斎することができるとは、大いに疑問とするところがあるため、例えば「別格官幣中社」のような社格を新たに作り、他の別格官幣社と区別するのが適当ではないかと提言する。⁽¹⁶⁾

反対論の三点目は、靖国神社は皇族を奉祀すべき神社ではない、臣下のみを奉祀すべき神社であるとの趣旨が伺えるものはないという神祇院の見解に対し、そのような趣旨が伺える事例として靖国神社例祭の御祭文等を挙げている。これに対して岡本は、神祇院の調査が不十分であることを認めながらも、明治天皇の思召に反するという論法を使用することは努めて慎まなければならないとしている。⁽¹⁷⁾これは星野と異なる点である。思召を根拠とした場合、皇室が批判の対象になると考えたものと思われる。

岡本は次のように総括した。神社社格の問題、奉祀または合祀すべき祭神の問題は神社制度上、「国家ノ祭祀」の問題であり、「皇室ノ祭祀」の範囲内にはない。したがって、神社に奉祀または合祀すべき祭神が天皇または皇族であっても、奏請者つまり輔弼の責任者は國務大臣であり、宮内大臣の責任の範囲外である。このような理解は美濃部達吉の祭祀大権に関する理解とも通じる。また、政府が所要の手続きを経て永久王奉斎を決定した場合、宮内省とし

ては反対することなく、奏請手続きを進めることが適當であるとした¹⁸⁾。

おわりに

結果として、昭和十七年段階では永久王の奉斎は実現しなかった。最後に本報告で明らかになったことについてまとめたい。星野輝興は、これまで「星野氏Ⅱ東條内閣」として政治権力と一体的に捉えられ、そこでは在野の神道勢力による官僚制への抵抗という構図がことさら強調されてきた。本報告では永久王奉斎問題という具体的な事例を取り上げ、官僚制内部における見解の相違を明らかにした。

永久王奉斎に関する審議は、宮内省、神祇院、陸軍省という三つの組織間で行われていた。永久王奉斎は「軍部側ノ熱望」によるものであり、宮内省はこれに対して疑義を呈した。そして、宮内省のなかでも、高等試験を経て内務省に採用された岡本愛祐のような職員と祭祀に携わる星野輝興のような職員では祭祀に対する見解が異なっていた。

永久王奉斎に関する審議過程は、実は四者の相違として捉えることができる。

星野は、祭祀において古事記、日本書紀よりも明治天皇の御製を皇典として重視していた。このような方針が靖国神社創立の理念として、明治天皇の思召を重視する主張に

つながったと理解できる。そして、それを根拠に、皇族を靖国神社に奉斎することについては憚りたいとした。もっとも、星野の見解はあくまでも個人的な見解であり、掌典職を代表するものであったのかは定かではない。

別天神論争を経て星野輝興が辞職する頃には、岡本愛祐が宮内省側の窓口になった。岡本は靖国神社への皇族奉斎について神祇院に説明を求め、その問題点を指摘していた。そして、神社社格の問題、祭神の問題は神社制度上、「国家ノ祭祀」の問題であり、「皇室ノ祭祀」の範囲内にはないとした。また、政府が所要の手続きを経て永久王奉斎を決定した場合、宮内省としては反対することなく、奏請手続きを進めることが適當であるとした。

以上のように、永久王奉斎問題は、戦時中という特殊な時代状況において露呈した問題であり、この問題への対応を事例として、筆者は官僚制内部における国家意識の相違を読み取った。

今回は宮内省側の資料から靖国神社への永久王奉斎問題について論じてきたが、陸軍省、神祇院側の動向については十分に検討することができなかった。陸軍省、神祇院側の意見がどのように検討されていたのかを明らかにすることを今後の課題にしたい。

注

- (1) 村上重良『国家神道』（岩波新書、一九七〇年）一九六頁。
- (2) 島園進は、皇室祭祀（宮中祭祀）は「国家神道の重要な構成要素」であるとしている（『国家神道と日本人』岩波新書、二〇一〇年、九〇頁）。島園の「国家神道」の定義については狭義の「国家神道」論からの批判もある（藤田大誠「国家神道」概念の近現代史、山口輝臣編『戦後史のなかの「国家神道」』山川出版社、二〇一八年）。
- (3) 宮内公文書館所蔵資料の引用に際しては、皇室祭祀令下の宮中祭祀を「皇室ノ祭祀」と表記する。
- (4) 「故北白川宮永久王殿下奉斎ニ関スル考察」（宮内公文書館所蔵、識別番号九三五一九、九三五二〇）。
- (5) 宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等については、以下「資料」と表記する。
- (6) 中野目徹『近代史科学の射程』（弘文堂、二〇〇〇年）。
- (7) 神社行政は内務省の所管事務であり、神社制度調査も内務省を主体として行われた。
- (8) 前掲注(3)二丁。
- (9) 同右、二丁。
- (10) 同右、七丁。
- (11) 星野輝興「明治天皇御集を奉じて」（『日本の祭祀』三四三、三五一頁）。
- (12) 佐野和史「昭和十七年の別天神論争」（『神道学』第一九九号、一九八六年）、神杉靖嗣「星野輝興・弘一の神道学説をめぐって」（『國學院大學研究開発推進センター編『昭和前期の神道と

社会』弘文堂、二〇一六年）。

- (13) 「永久王奉斎ニ関スル件」（宮内公文書館所蔵、識別番号九四〇七七）一丁。
- (14) 「極秘 故北白川宮永久王奉斎ニ関スル件（神祇院ノ意見ト其ノ反対論ノ考察）」（宮内公文書館所蔵、識別番号九三一八、九四〇七八）。
- (15) 同右、一一～一二丁。
- (16) 同右、一三～一四丁。
- (17) 同右、一五～一七丁。
- (18) 同右、一八～二二丁。

質問事項の総括

（田中友香理）

当日、会場では活発な意見交換がなされた。来場者から登壇者への質問を大きく三つに分類して紹介したい。第一に、権力の正統性原理が一体いつ頃、いかにして成立したのかということである。それは中世・近世においては、朝廷と幕府、天皇と將軍の関係をいかに説明するのか、とくに將軍の権力がいかに正統化されていったのかという問題に関係する。たとえば、星氏は『曾我物語』の記述から、皇室に起源を持ち「武」を司る家として「征夷」を行なった源氏が「日本国の大將軍」であるとすると正統性原理を読み取ったが、それに対して、鎌倉中期の摂家將軍と皇族將

軍の存在をいかに説明するのか、また右のような原理がいつ頃成立したのかといった質問が出された。星氏は、鎌倉後期、蒙古襲来の際に、執権北条時宗が幕府立て直しを図るために、「頼朝のイメージを復活」させていったとし、その過程で「頼朝の理想化、神話化」が図られ、「將軍はやはり源氏」という通念が創り出されたと回答した。

第二に、右のような正統性原理の成立時期に関連して、その根拠に関する質問も出された。たとえば、近世の「武国」論について、とくに山鹿流兵学者に着目して、「武」と「文」の関係から、その重層性を論じた中嶋氏に対しての質問である。喜多村政方『武治提要』における「文を左にし、武を右にするがごときの武にあらず」という箇所について、『神皇正統記』や『六代勝事記』等でも引用があるとの指摘がなされ、中世と近世の思想的連続性に関する質問が出された。星氏は、中世以来の「武」と「文」をめぐる言説の蓄積が近世の兵学者に与えた影響は検討すべきであるとしたうえで、中嶋氏との間で、『平家物語』と『曾我物語』において、平家滅亡と源氏の政権掌握の説明が異なっており、その相違はふたつの『物語』の成立場所と時代の相違と関係するのではないかと議論した。時代や場所が異なれば、同じ政権の正統性原理の説明の仕方が異なるのではないかということである。

これと関連して第三に、権力の正統性原理が同時代であっても決して一枚岩ではなかったということも明らかにされた。昭和十七年（一九四二）の北白川宮永久王奉斎問題をめぐる陸軍省と宮内省の往復文書等から、宮内官僚の祭祀論を明らかにした二ノ宮氏に対しては、宮内官僚における「皇室の祭祀」と「国家の祭祀」の分別の考え方が、同十年の国体明徴運動によって排除された美濃部達吉のそれと近いのではないかと意見が出た。二ノ宮氏は、美濃部の憲法学説において、天皇の祭祀大権が「皇室の祭祀」と「国家の祭祀」の両方を統べるもので、前者を宮内省が、後者を政府と内務省が管轄するとされたとし、そのような解釈に忠実であったのは、宮内省のなかでも高等文官試験をパスして入省した官僚であり、星野輝興のような神職出身の官僚は、あくまで「皇室の祭祀」を「中心」とし、「国家の祭祀」を「周辺」とする祭祀論を抱いていたとし、宮内省内の祭祀論の多元性を指摘した。

本会の発表および質疑応答においては、権力の正統性原理がいかに創出されてきたのか、という点に重きが置かれていたように思われる。権力を正統化する原理は、時に神話を歴史的事実としたり、歴史的事実を歪曲したりするなかで、国・国家意識の一部を形成することになっていくと考えられる。私たちは、慎重に、いったいそれはいつ、誰

が、いかなる必要性によって、何を根拠として創出したのか、確かな典拠に基づいて論じる必要があるだろう。しかし一方で、そのような正統性原理が説得力をもつためには、同時代の思想状況との親和性が必要条件となるのであり、国・国家意識の総体的な把握のためには、被支配者に正統性原理がいかに受容されていたのかについても目配りする必要があるだろう。

また本会の発表では、歴史学の定説に収まらない例外的存在が指摘された。宮内官僚は昭和十年以降も天皇機関説を維持し、宮中府中の別を厳格に守っていた。山鹿流兵学者の「武国」思想は「文武」をめぐって多義的なものであった。「征夷」大將軍の正当性確立には鎌倉幕府の北方問題が深く関係していた。三人の若手研究者の報告によって、この国の豊饒な思想の歴史が紐解かれた。しかし、自省の念を込めて述べるが、私たち若手研究者は一体いかにして定説を乗り越えるような新たな歴史像を構築すればいいのだろうか。史料を読むなかで、定説とは異なる多様な事例に遭遇することがままあり、歴史像の構築ということが夢物語のように感じられるときもある。とはいえ、三者の報告が堅実な実証に基づき、私たちを刺激的な知的世界に誘うものであったことは確かであろう。

(上野太祐・神田外語大学准教授)
(星優也・池坊短期大学専任講師)
(中嶋英介・西安外国語大学副教授)
(二ノ宮幹太・宮内庁宮内公文書館)
(田中友香理・筑波大学助教)